

市有財産賃貸借契約書（案）

貸主一宮市（以下「甲」という。）と借主〇〇〇〇（以下「乙」という。）とは、次の条項により、市有財産の貸付けについての契約を締結する。

（信義誠実の原則）

第1条 甲乙両者は、信義を重んじ、誠実に本契約を履行しなければならない。

（貸付物件）

第2条 貸付物件は、次のとおりとする。

所在地	行政財産の名称	貸付場所	設置台数・貸付面積
一宮市貴船1丁目5番	松降住宅	松降住宅地内 指定場所（屋外）	1台分・2m ²

（用途の指定等）

第3条 乙は、貸付物件を、「自動販売機の設置場所」の用途（以下「指定用途」という。）に自らが使用しなければならない。

2 乙は、貸付物件を指定用途に供するにあたっては、別紙「仕様書」の内容を遵守しなければならない。

（貸付期間）

第4条 貸付期間は、令和2年4月1日から令和5年3月31日までとし、本契約は、更新しないものとする。

（契約保証金）

第5条 この契約の契約保証金は、一宮市契約規則第8条第3号の規程により免除とする。

（貸付料の額）

第6条 貸付料は、次のとおりとする。

契約金額 金 円

（貸付料の支払）

第7条 乙は、前条に定める賃料の年額を次に定めるとおり甲の発行する納入通知書により、納付しなければならない。ただし、当該年度の納入期日までに貸付期間が終了した場合（解約等を含む。以下同じ。）は、甲の指定した期日までに支払うものとする。

年 度	支払額	支払時期
令和2年度	円	令和3年4月末日
令和3年度	円	令和4年4月末日
令和4年度	円	令和5年4月末日

（電気料等の支払い）

第8条 乙は、本契約に基づき設置した自動販売機には電気の使用量を計る親メーターを設置するものとする。

2 乙は、直接、電気会社へ電気料を支払うものとする。

(延滞金)

第9条 乙は、第7条及び第8条に基づき、甲が定める納入期限までに貸付料を納入しなかったときは、延滞金を甲に支払わなければならない。

2 前項の規定による延滞金は、延滞日数に応じ未納部分相当額（1,000円未満の端数金額及び1,000円未満の金額は、切り捨てる）に対し、政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項の規定に基づき財務大臣が決定する率を乗じて得た額とする。

3 前項により算出した延滞金に100円未満の端数があるときは、又は延滞金が100円未満であるときは、その端数金額又はその延滞金は徴収しないものとする。

(充当の順序)

第10条 乙が、貸付料及び延滞金を納入すべき場合において、乙が納入した金額が貸付料及び延滞金の合計額に満たないときは、延滞金から充当する。

(費用負担)

第11条 自動販売機の設置、維持管理及び撤去に要する費用は、乙の負担とする。

2 電気引込に係る工事及び第8条第1項に定めるメーター設置に要する費用は、乙の負担とする。

(貸付物件の引渡し)

第12条 甲は、第4条に定める貸付期間の初日に、貸付物件をその所在する場所において乙に引き渡すものとする。

(転貸の禁止)

第13条 乙は、貸付物件を第三者に転貸し、又はこの契約により生ずる権利を譲渡し、若しくはその権利を担保にすることができるない。

(委託の禁止)

第14条 乙は、本契約に基づく自動販売機の設置及び管理運営に必要な一切の業務を第三者に委託してはならない。

(維持保全義務)

第15条 乙は、貸付物件を善良な管理者の注意をもって維持管理に努めなければならない。

(第三者への損害の賠償義務)

第16条 乙は、貸付物件を指定用途に使用したことにより第三者に損害を与えたときは、甲の責に帰すべき事由によるものを除き、その賠償の責を負うものとする。

2 甲が、乙に代わって前項の賠償の責を果たした場合には、甲は、乙に対して求償することができるものとする。

(商品等の盗難又は損傷)

第17条 甲は、設置された自動販売機並びに当該自動販売機で販売する商品及び当該自動販売機内の金銭の盗難又は損傷について、甲の責に帰することが明らかな場合を除いて

その責を負わない。

(滅失又は損傷の通知)

第18条 乙は、貸付物件の全部又は一部が滅失又は損傷した場合は、直ちにその状況を甲に通知しなければならない。

(実地調査等)

第19条 甲は、必要に応じて、貸付物件の使用状況等について、乙に対し報告又は資料の提出を求めることができる。

- 2 甲は、乙が提出した報告書に疑義のあるときは、自ら調査し、乙に対し詳細な報告を求め又は是正のために必要な措置を講ずることができるものとする。
- 3 乙は、正当な理由がなく報告の提出を怠り、実施調査を拒み、妨げてはならない。

(違約金)

第20条 乙は、次の各号のいずれかに該当するときは、当該各号に定める金額を違約金として甲に支払わなければならない。ただし、該当するに至った事由が乙の責に帰することができないものであると甲が認めるときは、この限りではない。

- (1) 第3条第1項、第13条及び第14条に定める義務に違反したとき 貸貸借期間の賃貸借料総額の3割に相当する金額。
 - (2) 第19条に定める義務に違反したとき 貸貸借期間の賃貸借料総額の1割に相当する金額。
- 2 前項に規定する違約金は、違約罰であって、第28条に定める損害賠償の予定又はその一部としないものとする。

(契約の解除)

第21条 甲は、次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

- (1) 乙が、この契約に定める義務を履行しないとき。
- (2) 国、地方公共団体その他公共団体において、公用又は公共用に供するため貸付物件を必要とするとき。
- (3) 乙の手形・小切手が不渡りになったとき、又は銀行取引停止処分を受けたとき。
- (4) 乙が、差押・仮差押・仮処分・競売・滞納処分等の執行を受けたとき。
- (5) 乙が、破産、特別清算、民事再生、会社更生等の申立てを受け、若しくは申立てをしたとき。
- (6) 乙が、甲の信用を著しく失墜させる行為をしたとき。
- (7) 乙の信用が著しく失墜したと甲が認めたとき。
- (8) 乙が、主務官庁から営業禁止又は営業停止処分を受け、自ら廃止、解散等の決議をし、又は事实上営業を停止したとき。
- (9) 乙が、資産、信用、組織、営業目的その他事業に重大な変動を生じ、又は合併を行うこと等により、甲が契約を継続しがたい事態になったと認めたとき。
- (10) 貸付物件及び貸付物件が所在する施設等の行政財産としての用途又は目的を妨げる

と認めたとき。

(11) 前各号に準ずる事由により、甲が契約を継続しがたいと認めたとき。

(談合その他不正行為に係る解除)

第22条 甲は、乙がこの契約に関して、次の各号のいずれかに該当したときは、契約を解除することができる。この場合、乙に損害を及ぼしても甲はその責を負わない。

(1) 公正取引委員会が乙に違反行為があったとして私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号)第49条に規定する排除措置命令又は第62条第1項に規定する課徴金納付命令を行い、当該命令が確定したとき。

(2) 乙(乙が法人の場合にあっては、その役員又は使用人)が刑法(明治40年法律第45号)第96条の6又は同法第198条の規定による刑が確定したとき。

2 乙が共同企業体である場合における前項の規定については、その代表者又は構成員が同項各号のいずれかに該当した場合に適用する。

(暴力団等排除に係る解除)

第23条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

(1) 法人等(法人又は団体若しくは個人をいう。以下同じ。)の役員等(法人にあっては非常勤を含む役員及び支配人並びに営業所の代表者、他の団体にあっては法人の役員等と同様の責任を有する代表者及び理事等、個人にあってはその者及び支店又は営業所を代表する者をいう。以下同じ。)に暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。)第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)又は暴力団員ではないが暴対法第2条第2号に規定する暴力団(以下「暴力団」という。)と関係を持ちながら、その組織の威力を背景として暴力的不法行為等を行う者(以下「暴力団関係者」という。)がいると認められるとき。

(2) 暴力団員又は暴力団関係者(以下「暴力団員等」という。)がその法人等の経営又は運営に実質的に関与していると認められるとき。

(3) 法人等の役員等又は使用人が、暴力団の威力若しくは暴力団員等又は暴力団員等が経営若しくは運営に実質的に関与している法人等を利用するなどしていると認められるとき。

(4) 法人等の役員等又は使用人が、暴力団若しくは暴力団員等又は暴力団員等が経営若しくは運営に実質的に関与している法人等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど暴力団の維持運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

(5) 法人等の役員等又は使用人が、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難される関係を有していると認められるとき。

(6) 法人等の役員等又は使用人が、前各号のいずれかに該当する法人等であることを知りながら、これを利用するなどしていると認められるとき。

2 甲は、前項の規定によりこの契約を解除したときは、これによって生じた甲の損害の賠償を乙に請求することができる。

3 甲は、第1項の規定によりこの契約を解除したことにより、乙に損害が生じても、その責を負わないものとする。

(妨害又は不当要求に対する届出義務)

第24条 乙は、契約の履行に当たって、妨害（不法な行為等で、業務履行の障害となるものをいう。）又は不当要求（金銭の給付等一定の行為を請求する権利若しくは正当な利益がないにもかかわらずこれを要求し、又はその要求の方法、態様若しくは程度が社会的に正当なものと認められないものをいう。）を受けた場合は、速やかに市に報告するとともに警察へ被害届を提出しなければならない。

2 乙が、妨害又は不当要求を受けたにもかかわらず、前項の市への報告又は被害届の提出を怠ったと認められる場合は、指名停止措置又は競争入札による契約若しくは随意契約において契約の相手方としない措置を講じることがある。

(貸付物件の返還)

第25条 乙は、貸付期間が終了したとき及び第21条から第23条までの規定に基づき契約を解除したときは、甲の指定する期日までに、貸付物件をその所在する場所において甲に返還しなければならない。

(原状回復義務)

第26条 次の各号のいずれかに該当するときは、乙は自己の負担において貸付物件を現状に回復しなければならない。

(1) 乙の責に帰する事由により貸付物件を滅失又は損傷した場合で、甲が原状回復を要求するとき。

(2) 前条の規定により貸付物件を甲に返還するとき（貸付物件を現状に回復することが適当でないと甲が認めたときを除く）。

(貸付料の返還)

第27条 甲は、第21条第2号の規定によりこの契約を解除し、かつ、その年度において既に徴収した貸付料があるときは、当該貸付料から現に貸付けた期間に相当する貸付料を控除した額を日割計算により返還するものとする。

2 第21条（第2号を除く）から第23条までの規定によりこの契約が解除となったときは、すでに徴収した貸付料は返還しない。

(損害賠償)

第28条 乙は、その責に帰する事由により貸付物件の全部又は一部を滅失又は損傷したときは、その滅失又は損傷による当該物件の損害に相当する金額を損害賠償として甲に支払わなければならない。ただし、第26条の規定により当該物件の原状回復を行った場合は、この限りではない。

2 乙は、第21条（第2号を除く）から第23までの規定によりこの契約が解除となり、

かつ、その年度において貸付料を納入していないときは、当該年度分の貸付料に相当する金額を損害賠償として甲に支払わなければならない。

- 3 前2項に規定する場合のほか、乙は、本契約に定める義務を履行しないため甲に損害を与えたときは、その損害に相当する金額を損害賠償として甲に支払わなければならない。
- 4 甲が第21条第2号の規定により本契約を解除した場合において、乙に損害が生じたときは、乙は甲に対しその補償を請求できるものとする。

(有益費等の請求権の放棄)

第29条 乙は、貸付物件を返還する場合において、乙が貸付物件に投じた改良費等の有益費、修繕費、その他の費用があっても乙はこれを甲に請求しないものとする。

(契約の費用)

第30条 この契約に関する費用は、乙の負担とする。

(災害発生時の応援義務)

第31条 乙は、災害発生時に甲が飲料水の提供を必要と判断したときは、甲が設置する災害対策本部の指示に基づき、施設内に乙が設置した自動販売機の内の残存商品を無料提供するものとする。

(疑義の決定)

第32条 本契約に関し疑義のあるときは、甲乙協議のうえ決定するものとする。

(管轄裁判所)

第33条 この契約に関する訴の管轄は、甲の所在地を管轄区域とする地方裁判所とする。

この契約を証するため、本書2通を作成し、甲乙それぞれ1通を保管する。

令和2年4月1日

甲 一宮市本町2丁目5番6号
一宮市
代表者 一宮市長 中野 正康

乙